

臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定
に基づく登録等に関する審査基準

平成16年10月29日制定

平成19年 4月 1日改正

平成23年 7月 1日改正

平成25年 6月21日改正

浜松市保健所

申請に対する処分

種類	衛生検査所の登録
根拠法令名	臨床検査技師等に関する法律
根拠条項	臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 第 1 項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準等	臨床検査技師等に関する法律施行規則第 12 条 衛生検査所指導要領（昭和 61 年 4 月 15 日健政発第 262 号厚生労働省健康政策局長通知）
標準処理 期 間	14 日間

申請に対する処分

種類	衛生検査所の登録の変更
根拠法令名	臨床検査技師等に関する法律
根拠条項	臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準等	登録を受けた衛生検査所が、検査業務の内容を変更したときの審査基準は、衛生検査所の登録基準に準ずる。
標準処理 期 間	14日間

申請に対する処分

種類	衛生検査所の登録証明書の書換
根拠法令名	臨床検査技師等に関する法律施行規則
根拠条項	臨床検査技師等に関する法律施行規則第 18 条第 1 項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準等	衛生検査所の登録証明書の記載事項に変更を生じたとき。
標準処理 期 間	14 日間

申請に対する処分

種類	衛生検査所の登録証明書の再交付
根拠法令名	臨床検査技師等に関する法律施行規則
根拠条項	臨床検査技師等に関する法律施行規則第 19 条第 1 項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準等	衛生検査所の登録証明書を破り、よごし、又は失ったとき。
標準処理 期 間	14 日間